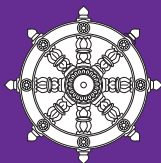


ZENBUTSU 全仏

ZENBUTSU

No.
629



仏暦 2560 年 5 月
[2017 年]

CONTENTS

特集「臨床宗教師」 日本臨床宗教師会事務局長 谷山 洋三氏 …… 2～4
臨床宗教師 金田 諱晃氏

平成 28 年熊本地震 1 周年法要の報告
(浄土真宗本願寺派、曹洞宗、高野山真言宗、浄土宗、真宗大谷派) …… 5

仏教懇話会懇談朝食会開催 …… 6

第 5 回代議員会議開催

第 89 回 WFB (世界仏教徒連盟) 執行役員会議開催

録事 …… 7

寺院が知っておきたい法律知識 …… 8



熊本地震被災地復興祈禱

熊本地震物故者一周年追悼

公益財団法人



全日本仏教会
WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター



特集

臨床宗教師

臨床宗教師とは

被災地や医療機関、福祉施設などの公共空間で心のケアを提供する宗教者です。「臨床宗教師」という言葉は、欧米の聖職者チャプレンに対応する日本語として、岡部健医師が二〇一二年に提唱しました。「臨床宗教師」は、布教・伝道を目的とせず、相手の価値観、人生観、信仰を尊重しながら、宗教者としての経験を活かして、苦悩や悲嘆を抱える人々に寄り添います。「臨床宗教師」の呼称は、チャプレン、ビハラー僧、パストラルケアワーカー等を包み込み、宗教宗派を超えて宗教者が協力する願いがそこに込められています。仏教、キリスト教、神道など、さまざまな信仰を持つ宗教者が協力しています。（日本臨床宗教師会 設立趣意書より、一部抜粋）

日本臨床宗教師会とは

平成二十八年に設立され、現在の会員は約一六〇名。臨床宗教師研修修了者を中心に構成されている。活動は臨床現場での支援を主として、資格制度、倫理委員会、継続教育（フォローアップ研修）の開催。

資格制度の重要性

多くの大学等で臨床宗教師の養成が進められ、共通のプラットフォームが必要になる。また、医療福祉などの国家資格が必須とされる現場では、資格の保持が求められるやすく、資格取得により臨床宗教師が活躍する現場を広げることができる。

昨今、臨床宗教師というワードが新聞やメディアで注目されています。東日本大震災をきっかけに活動し、臨床宗教師として認定された方は宗教施設、医療施設での心のケア、または被災地での傾聴活動などを行っています。徐々に活動の認知が広がる中、日本臨床宗教師会では今後、資格制度の設立に向けて準備を進めています。本号では「臨床宗教師」の展望について、日本臨床宗教師会事務局長である谷山洋三氏に取材のもと、紹介をしていきます。

正規雇用での活動

臨床宗教師が社会に認知されてきたことにより、医療施設等での給者として、勤務する事が増えている。現在、東北大学、龍谷大学を修了した二〇数名が、有給者として輩出されている。ほとんどが非常勤であるが、平成二十九年六月に開設される福岡聖恵病院ビハラ病棟では、二名が常勤として配属される。

養成を実施または応募している機関 (平成29年4月現在)

東北大学大学院文学研究科実践宗教学寄附講座
龍谷大学大学院実践真宗学研究科
上智大学大学院実践宗教学研究科
種智院大学臨床密教センター
武蔵野大学仏教文化研究所
愛知学院大学大学院文学研究科
大正大学大学院仏教学研究科
日本スピリチュアルケアワーカー協会
高野山大学大学院 ^{※1}
鶴見大学先制医療選球センター ^{※2}

※1 2015～16年度に東京で1期だけ実施。現在は関西での開催を準備中。
 ※2 2014年度から総持寺の修行僧を対照にした臨床宗教師養成のための準備的な講座を実施。現在は本格的な研修を準備中。



臨床宗教師の展望と課題

谷山 洋三



二〇二二年に臨床宗教師の養成が始まり、これまでに東北大で五二名、諸大学を合わせて二〇名を超える修了者が輩出されている。東日本大震災をきっかけに始まった、「東北発」の一種の社会運動であること、そして元々緩和ケア領域において宗教者の活躍が期待されていたため、死に関わる分野で活動する者が比較的多い。

一つ目は、カフェ・デ・モンク

(以下、カフェモンと略)という傾聴移動喫茶である。熊本地震でも活躍している。熊本ではカフェモンは地震の一年以上前から市内のルーテル教会で定期開催されており、その基礎があったからこそ、いち早く避難所等で活動できたのである。受講希望者の中にも、

将来の災害を見据えてカフェモンを実地で学びたいという者がいる。平時の活動が基礎になるが、すでに北海道から九州まで一〇カ所以上で定期開催されており、今後も各地で広がっていくと思われる。

二つ目は緩和ケアについて。病院の中の病棟(緩和ケア病棟)だけでなく、在宅ホスピスでの活動もある。有給者よりもボランティアが多いが、これまで「宗教者」が入りにくかった場に、「臨床宗教

師」という肩書きがつくことによって入り易くなったと言える。それは、単に多くの研修修了者を輩出したというだけでなく、一部の理解ある医療関係者による期待感の高まりと、その期待(と不安)の内容を深く理解して教育プログラムを策定したこと、そしてメディアによる好意的な報道等による合わせ技であろう。

この二つの領域での活動が目立つものの、他にも高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、よろず相談なども見られる。本来、宗教者の活動がそうであるように、臨床宗教師の対象も限定するべきではなく、今後の領域拡大に期待したい。

臨床宗教師研修を始めるにあたり、「倫理綱領」を準備したこと、病院等の公共空間での実習と実習指導、「ホーム&アウェイ」や「公共性」の意識付けが重要だった。また、同時期に伝統仏教のみを対象とする臨床仏教師の養成も始まっているが、臨床宗教師はキリスト教や神道など超宗派超宗教を旨

としており、このことで「布教伝道を目的としない」ことを分かりやすく体現できたと言える。ただし、両者は現場レベルでは必要に応じて協力すべきであり、共存共栄することで(無宗教者や無神論者も含む)一般市民の福祉増進に資することができる。

「ホーム&アウェイ」とは、スポーツの世界で使われている言葉をヒントにしているが、寺社教会を宗教者のホーム、公共空間をアウェイとして考えてみようということだ。ホームでは宗教者が責任を負う場所であり、信者は宗教的関与を求めてその場に現れるので、宗教者が積極的な関与をすることが当然とされる。他方アウェイは施設管理者が責任を負う場所であり、必ずしも宗教的関与が求められる訳ではなく、むしろ忌避されることもあるので、宗教者による積極的な関与は難しい。このような現実を踏まえることで、研修受講者はアウェイでの慎重な対応を身につけていく。

ただし、研修を修了すればそれでいい、ということではない。諸宗門でもそうであるように、継続教育が不可欠である。すでに北海道東北、関東（信越含む）、中部、関西、中国地方、九州で臨床宗教師会が発足し、四国でも準備中、そして昨年二月には日本臨床宗教師会が発足し、各地の活動を下支える体制を整えつつある。継続教育は、これらの臨床宗教師会が主催して、倫理講習や会話記録検討など、各会員の活動内容の振り返りの機会となっている。



日本臨床宗教師会による資格制度が成立すれば、これまで同様の活動をしてきた諸先輩も資格取得が可能になり、協働しやすくなる。その一方で、ここで述べたような特徴を容易に共有できるような仕組み作りも必要になってくる。今後の展開を温かく見守っていたきたい。

◆プロフィール

谷山 洋三（たにやま ようぞう）
一九七二年生まれ（石川県金沢市）。東北大学大学院文学研究科博士課程修了。博士（文学）。長岡西病院ビハラ僧、四天王寺大学准教授、上智大学グリーンケア研究所主任研究員などを経て、二〇一二年より東北大学大学院文学研究科准教授。専門は臨床死生学。仏教看護・ビハラ学会理事、日本死の臨床研究会常任世話人、日本臨床宗教師会事務局長。著書は『医療者と宗教者のためのスピリチュアルケア』（中外医学社）ほか。

臨床宗教師の社会的認知が高まる中で、医療施設などで雇用され、チームの一員として活動の幅を広げていくことが期待されます。そのような中、すでに東北大学病院緩和ケア病棟にて勤務する金田諦晃氏がいらっしゃいます。

宮城県栗原市出身の金田氏は現在、病棟にて週に三回の非常勤として従事。基本業務はチームのカンファレンス等への参加で、東北大学ケア病棟の二員として臨床宗教師が協働するのは初の試みだそうです。金田氏に現場からの思いを伺いました。

現在の業務内容は実働の中で調整を行い、医師、看護師などから教わりながら学んでいます。

臨床宗教師として、常に自分自身がその場にいる姿勢や立ち位置をふり返ることが大切だと思います。また、その場にいる全ての人との関わりが、かけがえのないものと感じることもあります。ある患者さんは体力が衰えていく中で、自分の命を削るようにして思いや気づきをお話しされました。医師、看護師、その場にいますスタッフがその人に向き合い、本当に患者さんやご家族を思い、悩み、苦しみながらも、そ

れぞれに使命感をもって向き合う日々です。

今後も医療現場でチームの一員として、多くの事を教えてくれる患者さんへ感謝の想いを大切に、また、自身が学んだこと、託された言葉、思いを僧侶として生きていく中で伝え、繋げていくことが役割だと感じます。



曹洞宗 通大寺
金田 諦晃

編集後記

今回の取材を通して、「人に寄り添う」宗教者のあるべき姿を、模索しながら前に進んでいる方々の熱意を感じました。

資格制度が開発されれば、さらに活動の場が広がります。今は病院がクローズアップされていますが、他の公共空間で活動できる可能性も秘めています。

そのような中で、悩みながらも「現場」に自ら足を運び、宗教者として何が出来るかをともに考える、日本臨床宗教師会に一層期待が高まると思われれます。

平成二十八年熊本地震一周忌法要の報告

(浄土真宗本願寺派、曹洞宗、高野山真言宗、浄土宗、真宗大谷派)

浄土真宗本願寺派

四月六日十四時より、本願寺熊本別院にて、熊本教区教務所長農利信氏を導師に一周忌法要を厳修した。当日は遺族、熊本教区内寺院関係者、一般の方々を含め二五〇名が参拝した。

法要に先立ち、浄土真宗本願寺派総務山階照雄氏が挨拶し、仏説阿弥陀経が参拝者とともに唱和された。法要の後、本願寺司教安藤



浄土真宗本願寺派

光慈師より法話があった。

参拝者への挨拶で、熊本教区教務所長農利信氏は「この法要は亡くなられた方へ追悼の思いを表すとともに、被災された方へ寄り添う活動を継続していく決意を明らかにするものであります」と引き続きの復興支援を呼びかけた。

曹洞宗

四月十二日十五時より、熊本県上益城郡御船町の東禅寺にて、東禅寺住職藤岡弘龍氏を大導師に一周忌法要を厳修した。当日は、宗務所管内寺院や青年会の宗侶により復興祈願・物故者供養法会と併せ梅花流詠讃歌が奉詠される中、およそ五〇名の方々が参列した。

法要の結びに際し、宗務所副所長中山義紹氏が法要随喜について御礼を述べた。その後、庫院にて薬石として手作りカレーと甘味のお接待を戴き、大勢の方々のお支えとご縁に感謝を申し上げ、五観之偈をお唱えして頂戴した。

高野山真言宗

四月十四日九時より、高野山真言宗熊本宗務支所下正福寺にて、総本山金剛峯寺社会人権局長佐々木基文氏を導師に一周忌法要を厳修し、職衆五十一名、一般の方六名が参列した。

法要後、佐々木氏より「本山でも亡くなった方の回向を忘れることなく、被災地の復興に取り組んで参りたい」と挨拶された。熊本宗務支所長赤星氏より法要参列や現在までの支援に対する御礼と、継続した復興支援のお願いが述べられた。

浄土宗

四月十四日十三時半より、浄土宗熊本教区西福寺にて熊本教区長三宅晃洋氏を導師に一周忌法要を厳修した。当日は寺院関係者、一般の方々を含め約二百名が参列された。

法要では、総本山知恩院執事鶴野重雄氏より挨拶があり、「被災地者皆さまへ一日も早い復興を心よりお祈りします」と述べられた。

法要後は、聞法音楽・復興祈願コンサートが実施され、「ふるさと」や「もみじ」が参加者と共に合唱された。



浄土宗

真宗大谷派

四月十四日十五時より、真宗大谷派東本願寺熊本会館にて、熊本教務所長中根慶滋氏を導師に「熊本地震復興のつどい」を厳修した。当日は宗門関係者、被災寺院、一般の方々を含め約五〇名が参列した。

法要後、真宗大谷派災害救援本部長望月慶子氏の法話があり、阪神淡路大震災で被災した自身の経験を踏まえ、熊本への継続支援を伝えた。

閉会時には中根熊本教務所長が挨拶し、「自己を省みず、他者を敬わない」「自」の在り方が照らされた震災と捉え、「心の復興」の大切さを述べ、被災地ともに歩む決意を新たにした。

仏教懇話会懇談朝食会開催

三月二十四日、ANAインターコンチネンタルホテル東京において、仏教懇話会懇談朝食会を開催した。当日は本会の仏教懇話会会員の国会議員をはじめ政界関係者七十五名と、本会役職者・加盟団体代表者を併せて、百二十一名が参加した。本会からは石上智康理事長、久喜和裕事務総長他職員が出席した。

本年は、阪神・淡路大震災二十三回忌、東日本大震災七回忌、熊本地震一周忌に相当するため、開会に先立ち、犠牲者に黙祷を捧げた。引き続き、石上理事長が導師となり三帰依文を唱和し、挨拶後に講話をされた。

『スッター・パータ』や『ダンマパダ・法句経』などの原始仏典を引きつつ、仏教思想の基本である無常・空・縁起について解説した。道元禅師の生死観にも触れながら、親鸞聖人の「自然の浄土」の思想で締め括られた。その後、懇談の時間が持たれ、閉会となった。



講話をする石上理事長

第五回代議員会議開催

三月三十日、しんらん交流館において、第五回代議員会議を開催した。当日は、十六名が参加し、本会からは久喜和裕事務総長他職員が出席した。

代議員会議は、本会が取り組んでいる事業の報告と、加盟団体から本会の運営等に関する意見交換をする会議で、内容は施策提言として理事会へ提案される。代議員は評議員団体を除く九十五団体から選出されている。

今回は厚生年金加入問題や包括宗教法人の監督責任に関する時事問題、大規模災害時における取組等、特に周知したい事項を主に報告した。出席者からは「厚生年金加入について、全日本仏教会はどのような立場を取っているのか」「寺院の耐震問題について行政に支援を求めてほしい」「寺院規則を知らない寺院への周知指導を進めてほしい」など、活発な意見交換がされた。

【第五回代議員概要】

日時：平成二十九年三月三十日（月）

午後二時～

場所：しんらん交流館二階

「大谷ホール」

出席代議員：十六名

○報告事項

- ① 厚生年金加入問題について
- ② 包括宗教法人の監督責任及び使用者責任に関する問題について
- ③ 大蔵経テキストデータベース運営支

援事業について

- ④ 仏教に関する意識調査について
- ⑤ 大規模災害時における寺院の役割を果たす為の取組について
- ⑥ 公益財団法人全日本仏教会財団創立六十周年記念式典第四十四回全日本仏教徒会議福島大会開催概要について



代議員会議の様子

第八十九回 WFB

(世界仏教徒連盟)

執行役員会議開催

三月二十九日～三十一日、第八十九回 WFB 執行役員会議が、タイ・バンコク市内にあるアンバサダーホテルで開催された。当日は執行役員・副会長を中心に三十六名が参加した。本会からは、小林正道 WFB 副会長、戸松義晴 WFB 執行役員（本会理事）が出席した。WFB 本部より二〇一六年度決算及



挨拶する小林WFB副会長

び事業報告、二〇一七年度予算及び事業予定が提案され、承認された。事業予定では、本年九月にシンガポールにて「WFB 国際フォーラム」と、他団体と共催で「世界平和会議」をユネスコ本部で開催することになった。出席した戸松執行役員から、二〇一八年十一月に開催される第二十九回 WFB 世界仏教徒会議・第二十回 WFB Y 世界仏教徒青年会議日本大会開催日程と、本年十月に実施する本会財団創立六十周年記念式典時にあわせて開催する、第九十回 WFB 執行役員会議日程を報告した。

その他に、タイ国王宮を訪れ、プミポン元国王の弔問をした。

また、第二十代大僧正ソムデット・プラマハーム・ニユウォン氏（タイ仏教僧団の最高指導者）に謁見し、両国の仏教文化の交流をした。

事務総局録事

3月(1日~15日)

- 1日 ▶ 第32期第2回人権問題連絡協議会開催
東京・明照会館第1会議室
- 2日 ▶ 部落解放同盟第74回全国大会出席 大阪・大阪商工会議所
▶ 朝日ビジネスソリューション(株)渡辺氏来局 事務総局
▶ 野村證券(株)武田氏来局 事務総局
▶ 全日本葬祭業協同組合連合会松本氏来局 事務総局
▶ 自由民主党本部岩松氏訪問 東京・自由民主党本部
▶ 民進党本部朝賀氏訪問 東京・民進党本部
- 3日 ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 事務総局
▶ 局内会議 事務総局
- 4日 ▶ 浄土真宗本願寺派シンポジウム「ご縁」出席
東京・築地本願寺
- 5日 ▶ 第84回自由民主党大会特別表彰記念撮影出席
東京・グランドプリンスホテル新高輪
- 6日 ▶ キャノンマーケティングジャパン(株)鈴木氏他来局 事務総局
▶ わらび座小澤氏他来局 事務総局
▶ 国際仏教興隆協会第18回理事会出席 東京・増上寺
▶ 第32期第1回総務財政審議会開催 事務総局
- 7日 ▶ 曹洞宗山本氏訪問 東京・曹洞宗宗務庁
▶ (公財)仏教伝道協会小川氏訪問 東京・仏教伝道協会
▶ 第90回WFB執行役員会議打ち合わせ
福島・郡山ビューホテルアネックス
▶ 大和証券(株)佐藤氏訪問 東京・大和証券本店
- 8日 ▶ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)石井氏来局 事務総局
▶ 石上理事長訪問 京都・西本願寺
▶ (一社)全日本ヨガ連盟木南氏来局 事務総局
▶ 真言宗智山派芙蓉宗務総長訪問
京都・真言宗智山派宗務庁
- 9日 ▶ 浄土宗西山禅林寺派北林氏訪問 京都・永観堂
▶ 浄土宗赤尾氏訪問 京都・金戒光明寺
▶ 無料法律相談開催 事務総局
▶ 郡山コンベンションビューロー江原氏来局 事務総局
▶ ビッグパレットふくしま久保田氏来局 事務総局
▶ 郡山ホテル協会猪俣氏来局 事務総局
▶ 曹洞宗神奈川県合同懇親会出席
東京・つきじ植むら 竹芝賓館
- 10日 ▶ 都内戦災・関東大震災遭難者春季慰霊大法要出席
東京・東京都慰霊堂
▶ 静岡県庁訪問 静岡・静岡県庁
▶ 全日本仏教青年会全国大会出席 宮城・仙台国際センター
▶ 静岡県仏教会中部地区研修会出席 静岡・清水テルサ
- 11日 ▶ 全日本仏教青年会東日本大震災7回忌法要出席
宮城・孝勝寺

- 12日 ▶ 民進党定期大会出席
東京・ザ・プリンス パークタワー東京
- 13日 ▶ (公財)日本宗教連盟第5回宗教文化セミナー出席
東京・トイスラーホール
▶ 全日本仏教徒会議福島実行委員会出席
福島・ホテルプリシード郡山
- 15日 ▶ 内閣府小寺氏来局 事務総局

3月(16日~31日)

- 16日 ▶ 局内会議 事務総局
- 21日 ▶ 全葬連葬儀事前相談員資格講習会出席
東京・ホテルアジュール竹芝
- 22日 ▶ 厚生労働省年金局鹿間氏他来局 事務総局
▶ 全葬連葬儀事前相談員資格講習会出席
東京・ホテルアジュール竹芝
- ▶ 第3回支援検討会議開催 事務総局
▶ (一財)100万人のクラシックライブOPEN DAY出席
東京・100万人のクラシックライブオフィス
- 23日 ▶ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)石井氏来局 事務総局
- 24日 ▶ 仏教懇話会懇談朝食会開催
東京・ANAインターコンチネンタルホテル東京
▶ 高山山真言宗渡邊氏来局 事務総局
- 27日 ▶ 局内会議 事務総局
▶ 浄土宗森氏来局 事務総局
- 28日 ▶ 三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)狩野氏他来局 事務総局
- 28~31日 ▶ 第89回WFB執行役員会議出席 タイ・バンコク
- 29日 ▶ (有)ベアシステム和栗氏他来局 事務総局
▶ 東京大学袁輪氏他訪問 東京・東京大学本郷キャンパス
▶ 比叡山宗教サミット30周年記念「世界宗教者平和の祈りの集い」第3回事務局会議出席 京都・立正佼成会京都教会
▶ 工藤彰三衆議院議員来局 事務総局
▶ 自由民主党各種団体協議会懇談会出席
東京・ザ・キャピトルホテル東急
- 30日 ▶ (公財)仏教伝道協会会長沼田智秀儀本葬儀参列
東京・築地本願寺
▶ 厚生労働省小野氏他来局 事務総局
▶ 臨仏仏教師認定式出席 東京・東京グランドホテル
▶ 第5回代議員会議開催 京都・しんらん交流館
▶ 東京プリンスホテル内覧レセプション出席
東京・東京プリンスホテル
- 31日 ▶ 大和証券(株)佐藤氏来局 事務総局
▶ 日鐵住金建材(株)向井氏来局 事務総局

寺院向け お電話1本でカンタン申込み。相談無料。

税金なんでも相談

電話 or 対面 どちらでも相談できます

寺院運営をする上で起こる様々な税金の悩みに、エキスパートたちが1ストップでお応えいたします!

財務部までお問合せ TEL.03-3437-9275

無料法律相談室

本会顧問弁護士長の長谷川正浩先生が、寺院向け無料法律相談を開催しております。
(主に第一・第四木曜)
日要事前予約)

TEL.03-3437-9275

社会・人権部までお問合せ



寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門②6

宗教法人と墓地経営 5

● 墓地使用权

墓地使用权とは、墳墓の所有者が墳墓を所有するために墓地経営者等他人の所有する墓地のうち限定された区域（一般に「墓所」といっています。）を使用しうる権利をいいます。

<その一般的性質>

① 固定性

墳墓は行政（所轄庁）によって許可された墓地のうち、一定の限定された墓所においてのみ設置することが許されている施設です。従って墳墓それ自体は容易に他に移動できない性質をもっています。しかも墳墓は一般に墓碑等特殊な表示物によって表象されており、墓所とその構造が一体となっています。これを墓地使用权の固定性と呼んでいます。

② 永久性

墳墓の所有権は、旧民法では家督相続人に、現在の民法では祭祀承継者に、それぞれ相続されることになっています。承継者が絶えて無縁にならない限り、永久的に受け継がれていきます。その結果、墳墓と一体となっている墓地の使用権も永久的に受け継がれていきます。これを墓地使用权の永久性といえます。

③ 財産性

墳墓は不融通物といわれることがあります。不融通物とは権利の客体（例えば、「私が所有権をもっているお墓」の場合でいうと、私のことを権利の主体、お墓を権利の客体といえます。）となりますが、売買など取引の客体とはならないものをいいます。例えば、公用物や禁制物のことです。墓地使用权も取引の対象とはなりません。しかし、祭祀承継者に受け継がれていく財産（金銭的価値を有するもの）で子孫にとっては重要なものです。この意味で、墓地使用权には財産性があるといわれています。

<その法的性質>

以上のような一般的性質をもった墓地使用权は、どのような法的性質をもっているのでしょうか。この点について裁判所の判断は区々に分かれています。また、学説も固まってはいません。墓地には経営主体や利用者の違いによって以下の4種類に分かれます。

- 宗旨宗派を問わない霊園（宗教法人法第6条の公益事業としての墓地）
- 檀家のみが使用权者となりうる寺院墓地（宗教活動として経営が行われる墓地）
- 村落構成員のために村落構成員によって管理されている村落墓地
- 個人が自己の所有地に墳墓を設けている個人墓地

これら墓地の種類によってその法的性質が異なっていることが統一的な判断を困難にしているように思われます。判例・学説を整理すると以下のように分かれています。

- 地上権
- 慣習法上の物権
- 檀家加入契約というべき契約に由来する永久性をもった権利
- 借主の死亡によって効力を失う旨を定めた民法第599条の適用を排除する解除制限付の使用借権
- 無名の使用貸借権

紛争がおきたときに、以上いずれの考え方に従うかによって結論が異なることがあります。上記a～dの違いに合わせてA～Dの法的性質のうち、いずれか妥当するかを考えることが重要と思います。しかし、aだからAやBだと判断することは早計で、この問題は具体的個別的に判断されるべきことだと思います。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修